



一般社団法人

日本くすりと糖尿病学会



日本くすりと糖尿病学会の認定制度は、質の高い生涯研修を提供し、研修成果を認定する「生涯研修プロバイダー」として認められました。
その認証機関のマークを掲示することが許されました。
認証番号P06薬剤師認定制度認証機構

糖尿病薬物療法認定薬剤師制度について

【認定制度の規程・細則での新規申請および更新申請の説明】

一般社団法人日本くすりと糖尿病学会 認定薬剤師制度 規程の変更

1. 認定制度を**認定薬剤師制度**と**履修薬剤師制度**に分けて規程
2. **認定薬剤師制度**は、第三者評価認証機関である**薬剤師認定制度認証機構（CPC）**より**特定領域認定制度（P06）**として**認証**（2019/10/16）
3. **履修薬剤師制度**は、本学会独自の認定制度であるが、**認定薬剤師の事前自己研修・教育システム**として認定

備考）糖尿病薬物療法認定薬剤師：**認定薬剤師**
糖尿病薬物療法履修薬剤師：**履修薬剤師**

認定薬剤師を取得するには

1. **履修**薬剤師を申請し取得が必須（本会の教育システムとして必須）
2. 単位基準を参考に糖尿病に関する学会、講習会、研修会などで単位を取得すること
 - （1）単位には**P**認定単位と他の単位が存在するが、いずれも糖尿病に関することが重要
 - （2）**P**認定単位とは、本会が発行する特定領域の単位であり、本会**HP**に**P**認定単位発行している学会、講習会、研修会などの掲載がある
3. 学会発表、論文投稿などの記載があり、実施することが重要である
（次ページ目に説明プレゼンあり）
4. 自験例についての記載方法は別のプレゼン参照して下さい。
（今ページから**2**ページ目に説明プレゼンあり）



認定制度の規程に記載のある学会発表と論文についての説明

- Ⅰ 学会発表とは、自らの意思で研究、調査の内容を論じるような形式で発表することを言い、学会に自主的に参加して発表する内容です。
よって、口頭・ポスターなどの発表が該当いたします。

- Ⅰ シンポジウムは、オーガナイザーなどにより実施したいシンポジウムの内容を決め、演者を選択するので、演者には内諾で決定するため基本的には会場の皆様にレクチャー（教育）の意味合いが強く、学会員でなければ講師料をもらうか、学会員であれば講師料の代わりにQUOカードなどで対応します。これらのシンポジウム、ランチョンセミナーなどの講師は、学会発表ではありません。
よって、シンポジウム、座長などは、名誉な実績として加算されます。

- Ⅰ 投稿論文も同様です。規程、細則、単位基準に記載のあるように、投稿規定の提出や2名以上の査読者（研究発表の内容を審査する方のこと）の必要性が掲載されています。

- Ⅰ 学術誌の場合は、投稿内諾で決定するため基本的には読者の皆様にレクチャー（教育）の意味合いが強く、掲載して投稿料が発生するようなものは論文ではありません。
よって、学会誌への投稿などは、名誉な実績として加算されます。



認定制度の規程に記載のある自験例の記載内容の考え方

- Ⅰ 自験例審査の場合には、基本**PAPO**で記載しますので、症例介入した場合には介入内容と介入前後の数字的根拠を確認します。
- Ⅰ 成果の有り無しに関係なく、正確な内容をいかに正確に記載するのが大切であると考えています。
- Ⅰ 自験例ですが、入院患者の症例で入院期間が概ね**2週間**前後のことが多く、退院時までには数字的根拠の中で血糖値や**HbA1c**の測定は行なっていない場合では、血糖値以外にでも評価できることがあれば良いのです。できれば、退院後の初回外来受診での検査値結果など評価方法はいろいろあると考えます。**2週間**だけの観察だけでなくとも良いと考えます。入院から退院してもシームレスな評価することも大切だと考えます。
- Ⅰ 自験例は、規程の文字体、文字**POINT**、行数を確かめて記載してください。

備考) 基本、認定制度は落とすこと（不合格）を目標として考えていません。

出来るだけ、規程、細則などのルールの中で救済しながら審査しています。



糖尿病薬物療法履修薬剤師の新規申請・更新申請の要件

新規申請の要件

1. 日本国の薬剤師免許
2. 薬剤師歴5年以上、申請時において本学会正会員（既納済み）であること。
3. 本学会が示す修得単位が、**30**単位以上
ただし、当学会が発行するP認定単位が**15**単位以上
4. 各種認定等の資格を取得している申請者は（上記3）**20**単位とする
ただし、当学会が発行するP認定単位が**15**単位以上
5. 本学会が開催する基礎編技能研修のすべての種類（過去5年以内）に**1**回でも参加していること

備考)

薬剤師歴5年以上とは、4年目までは含まない

P認定単位とは、本会が発行する特定領域の単位で本会HPに記載があり

各種認定等の資格とは、規程をご確認ください

更新申請の要件

1. 継続的に本学会正会員（既納済み）であること。
2. 本学会が示す単位基準の修得単位が、認定期間中に**50**単位以上（毎年最低**5**単位以上）あること。
ただし、当学会が発行するP認定単位が**30**単位以上あること。
3. 糖尿病に関する学会発表が認定期間中に**1**回以上（筆頭発表者）あること。
4. 認定期間中に行った本学会が主催する基礎・アドバンスのどちらかの技能研修（過去**5**年以内）に**1**回は参加していること。

備考)

まずは、認定期間に**50**単位取得することが必須であるが、単位基準で確認すること修得単位は、審査対象であり質問に回答できないため、心配な方は**50**単位以上修得して申請書類に添付すること

学会発表と論文については、研究、調査などを医療貢献として口頭・ポスター発表論文を学会および学会誌（**2**名以上の査読者必須）で発表すること

本会が主催する基礎・アドバンスの技能研修は本会HPに掲載しているので参照



糖尿病薬物療法履修薬剤師の新規申請・更新申請の要件

新規申請の要件

1. 日本国の薬剤師免許
2. 申請時において本学会が認定した履修薬剤師であり、継続して本学会正会員（既納済み）であること。
3. 本学会が示す修得単位が、履修薬剤師取得後**20**単位以上あること。
ただし、当学会が発行するP認定単位が**15**単位以上あること。
4. 本学会において、筆頭発表者として1回以上の学会発表があること。
5. 申請時に自験例を**10**例有すること。または、糖尿病に関連した論文*が**3**報以上（うち1報以上は筆頭者）あること。
6. 本学会が開催するアドバンス編技能研修のすべての種類（過去5年以内）に**1**回は参加していること。

更新申請の要件

1. 継続的に本学会正会員（既納済み）であること
2. 本学会が示す単位基準の修得単位が、認定期間中に**50**単位以上（毎年最低**5**単位以上）あること。
ただし、当学会が発行するP認定単位が**35**単位以上あること。
3. 本学会において、学会発表が認定期間中に**1**回以上（筆頭発表者）あること。
4. 認定期間中に行った自験例**10**例と本学会が主催するアドバンス編技能研修のすべての種類（過去5年以内）を**1**回は受講していること。
ただし、自験例を提出できない場合は、糖尿病に関する論文*を認定期間中に**3**報（共著可）を有している、もしくは認定薬剤師として十分な活動を証明できる実績を有していること。

備考) 日本糖尿病療養指導士（CDEJ）認定を受け5年以上継続している者は（5）を免除する
論文*は、原著論文、ノート、症例報告、療養指導事例など投稿規定で複数査読審査のあるもの



認定制度の規程に記載のある 認定薬剤師として十分な活動実績の記載内容の考え方

- I 更新申請の要件（5）での自験例を提出できない場合には認定薬剤師として十分な活動実態を有していることの要件は、自験例が提出しづらい、薬剤部長や薬局責任者、研究者などは症例報告が提出できない方のために代替え案として設けられました。よって、自験例か十分な活動実績かのどちらかの提出が必須。
- I 認定期間である5年間において、「認定薬剤師として十分な活動実績」を証明すること。
- I 糖尿病に関する十分な実績としては、認定制度の規程に記載のある学会発表と論文についての説明で記載のあるように、「座長、シンポジウム、講演、ファシリテーターなどプログラム（写しの提出必須）に掲載されて証明できる10項目以上活動を、「糖尿病薬物療法認定薬剤師 更新申請 実績記録・書式1（No1）」を用いて記載すること。但し、プログラム等の証明書類は写しを添付資料として提出すること。
- I 薬局・病院での実績、地域貢献での実績、学会などでの教育実績（シンポ・座長など）、学術誌などへの投稿（学会論文は除く）ものを実際に確認することで、教育・投稿などの実績などで社会的貢献度、医療的貢献度、最新の糖尿病薬物治療などの勉強している実績の確認などを総合的に判断して更新の審査をします。



認定制度の取得スケジュール

基礎編
技能研修
受講

- * 薬剤師歴5年以上
- * 研修単位30単位以上
(P認定単位が15単位以上)



履修薬剤師
審査



翌年
履修薬剤師
取得



アドバンス編
技能研修
受講



- * 研修単位30 (20) 単位以上
(P認定単位が15単位以上)

認定薬剤師
審査



認定薬剤師
試験受験



翌年
認定薬剤師
取得



履修薬剤師
認定薬剤師
5年毎に更新



CPC認証された
認定薬剤師



糖尿病薬物療法認定薬剤師制度について

会員の皆様へ

本会でも認定制度が会員のために社会的貢献と医療的貢献が認められるようにするために、**2019年11月**に薬剤師認定制度認証機構（**CPC**）に特定領域（**P領域認定**）で申請して、**CPC**より認証・承認されました。そのために、会員へのお知らせ期間を含めて**2022年度**より認定制度の申請・更新内容を変更することに決定しました。現在、認定制度が過渡期で会員にはご迷惑をお掛けしていますが、ご了承ください。

最後に認定制度で履修薬剤師から認定薬剤師への教育システムを理解して、認定薬剤師を目指して頂き、認定薬剤師取得後が大事であり、糖尿病治療にて社会的貢献と医療的貢献して頂くことを期待しています。